

記

1 申請者の概要

- ① 名称又は氏名：和歌山市中央卸売市場
 - ② 住所：和歌山市西浜1660番地401
 - ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
 - ④ 連絡先（電話番号）：
（FAX番号）：
（メールアドレス）：
- } 非公表

2 食品等流通合理化事業の目標

○背景・事情

和歌山市中央卸売市場は、昭和49年4月19日に開場され、多種多様な生鮮食料品等を安定的かつ適正価格で供給し、市民生活の安定と向上に寄与してきた。また、生産者には、継続的で安定的な販売ルートを確保するという重要な役割を果たしている。

一方で、開場から46年以上が経過し、施設の老朽化が顕著となり、施設の維持管理コストが増大している。特に、平成24年度に実施した主要施設の耐震診断では、売場施設の耐震指標I_s値が0.1未満であり、震度6～7程度の地震が発生した場合、倒壊又は崩壊する危険性が高いとの結果であった。近い将来に発生するという南海トラフの巨大地震・3連動地震なども視野にいたした対策が喫緊の課題となっている。

加えて、既存の機能では近年の生鮮食料品等の流通形態の変化に対応できず、温度管理ができる面積は全体の14%程度しかなく、コールドチェーンに対応できない。生産者・出荷者、さらに小売業者や消費者などのニーズとの乖離が大きくなっていることから、市場の再整備と合わせた流通の合理化が必要とされている。

○目指す姿

大規模な再整備を行い、施設の耐震化とコールドチェーンシステムを確立することで、安定した品質や衛生管理が可能となり、他市場同等の品質・衛生管理体制を実現する。これらの対応により、他市場での購入が目立つ地元大型量販店の購入先を本市場に戻し、当市場への需要及び取扱量の増加を見込む。

さらに、地域資源を生かした食の魅力の発信拠点として、隣接地に「道の駅」等を併設し、卸売市場と連携して賑わいを創出することで地域活性化を図る。

○目標数値

- ① 卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施。
現状（2016年度）：未策定

⇒目標（2025年度）：現在の市場は、気候や温度の変化、日射や風雨の影響、小動物の被害など品質管理水準が低い。このため、新市場では行動規範を定め、取り扱う品物の品質管理マニュアル化することにより、場内業者をはじめとした施設利用者の品質管理への認識の向上と実践により、売買参加者や買出人などからの高い信頼を得る。

② 施設の防災対応に係る整備を実施

現状（2020年度）：既存施設ではI s値が極めて低いとともに耐震補強を施すことができない

⇒目標（2025年度）：建築基準法等関係法令を満たした施設整備を行う。

既存施設ではI s値が極めて低いとともに耐震補強を施すことができない状態になっているため、施設の耐震性の確保等必要な対策を推進する。また、大地震による津波等浸水時には、市場関係者や周辺企業従事者等が、市場の建物に一時的に避難できるよう防災拠点としての機能を確保する。

3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

(1) 食品等流通合理化事業の内容

【講ずる措置の類型】

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 流通の効率化（イ） | <input checked="" type="checkbox"/> 品質管理及び衛生管理の高度化（ロ） |
| <input type="checkbox"/> 情報通信技術その他の技術の利用（ハ） | <input type="checkbox"/> 国内外の需要への対応（ニ） |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他食品等の流通の合理化のために必要な措置（ホ） | |

【整備の概要】

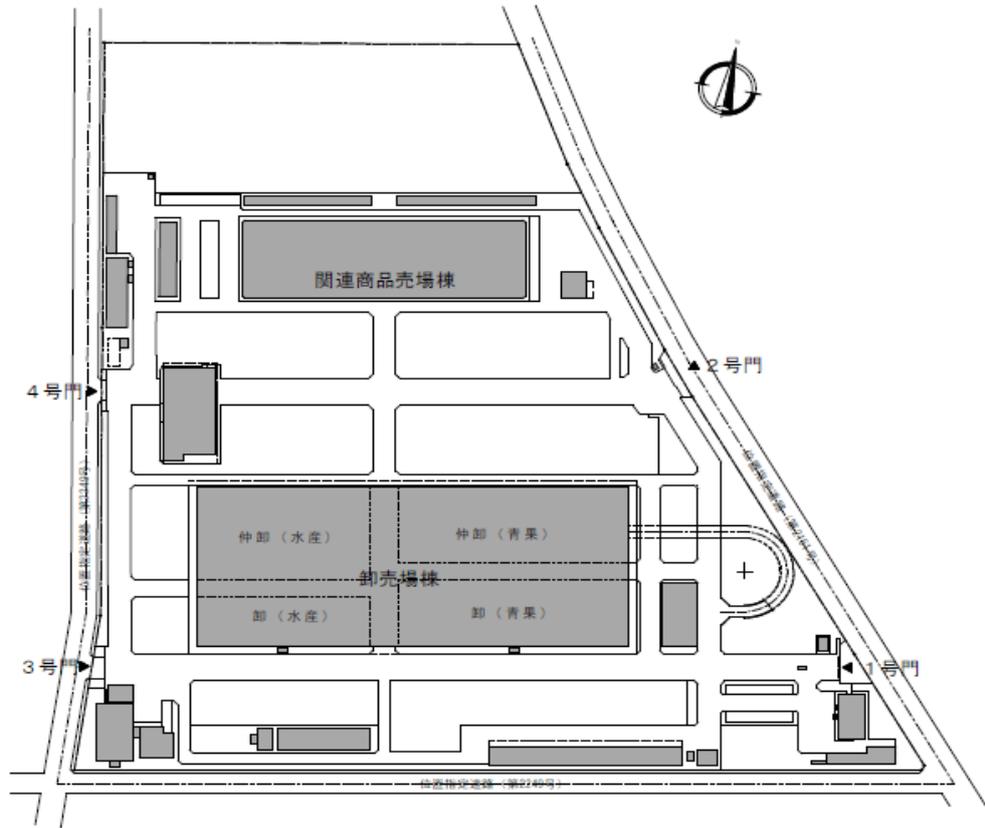
- ・整備内容：売場施設、低温倉庫施設、市場管理センター、加工処理高度化施設等の新設工事
- ・整備期間：令和元年度（2019年度）～令和7年度（2025年度）
- ・主な施設・構造：

売場施設（鉄骨造平屋）	17,000 m ²
貯蔵・保管施設（鉄骨造平屋）	560 m ²
市場管理センター（鉄骨造2階）	5,062 m ²
加工処理高度化施設（鉄骨造平屋）	119 m ²

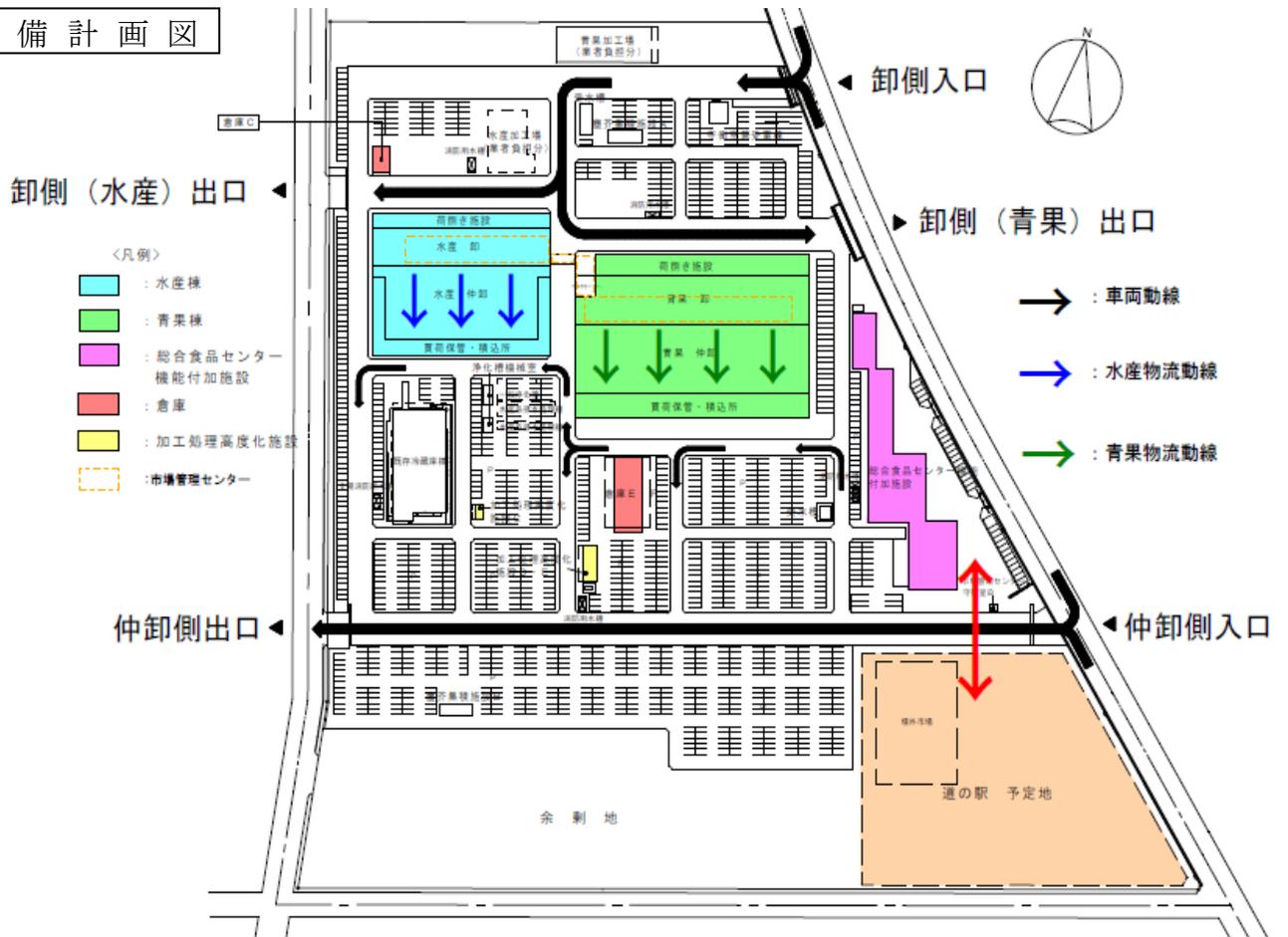
閉鎖型施設かつ施設全体が温度管理可能なコールドチェーンを導入し、気候や温度変化に左右されない、品質・衛生管理体制を確保することで、生産者・出荷者、小売業者や消費者などのニーズへの対応が可能となり、取扱量を増加させることができる。

また、適切な動線の確保により、施設から離れた駐車場で行っていた積込作業の効率化を図るとともに、品質を落とすことなく保持することで、取扱量の増加につなげる。

現況図



整備計画図



【具体的な取組内容】

①機能的な売場等の施設機能

今後の取扱数量に見合った施設規模とする。（現行施設の面積→新施設の面積）

水産棟 卸売場 3,060 m²→1,700 m² 仲卸売場 4,230 m²→2,400 m²

買荷保管・積込所（荷捌き施設含） 640 m²→1,600 m²

青果棟 卸売場 5,070 m²→4,000 m² 仲卸売場 4,680 m²→4,800 m²

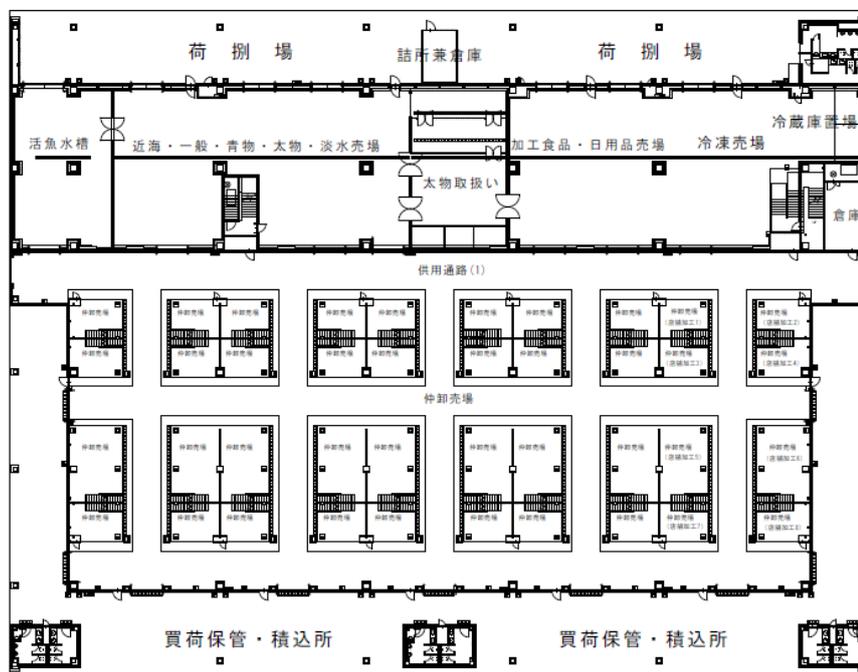
買荷保管・積込所（荷捌き施設含） 880 m²→2,500 m²

売場施設について、フォークリフトの相互通行、荷物の配置等を考慮し、通路幅を卸売場 3m、水産仲卸売場 5m、青果仲卸売場 5m以上確保する。また、卸売場に荷捌き施設（庇 9m以上）を新設し、天候に左右されることなく荷卸し、集荷物の仕分けを行う。

仲卸売場併設の買荷保管・積込所（庇 9m以上）は、出荷を迅速に行う積込スペースとしての機能をメインとする。青果仲卸売場については、店舗数を必要最小限とし荷物の一時保管・仕分け作業が可能なスペースを配置し出荷作業の効率化を図る。

②低温売場・閉鎖型売場施設の整備

食の安全・安心が提供できるよう衛生的な環境を実現するため、閉鎖型施設を整備し、市場内のコールドチェーンを確立する。風、雨や鳥類・小動物の侵入を防ぐとともに、空調による一定温度の保持や、建物内への入出荷車両のコントロールなど、品質管理のさらなる向上を図る。



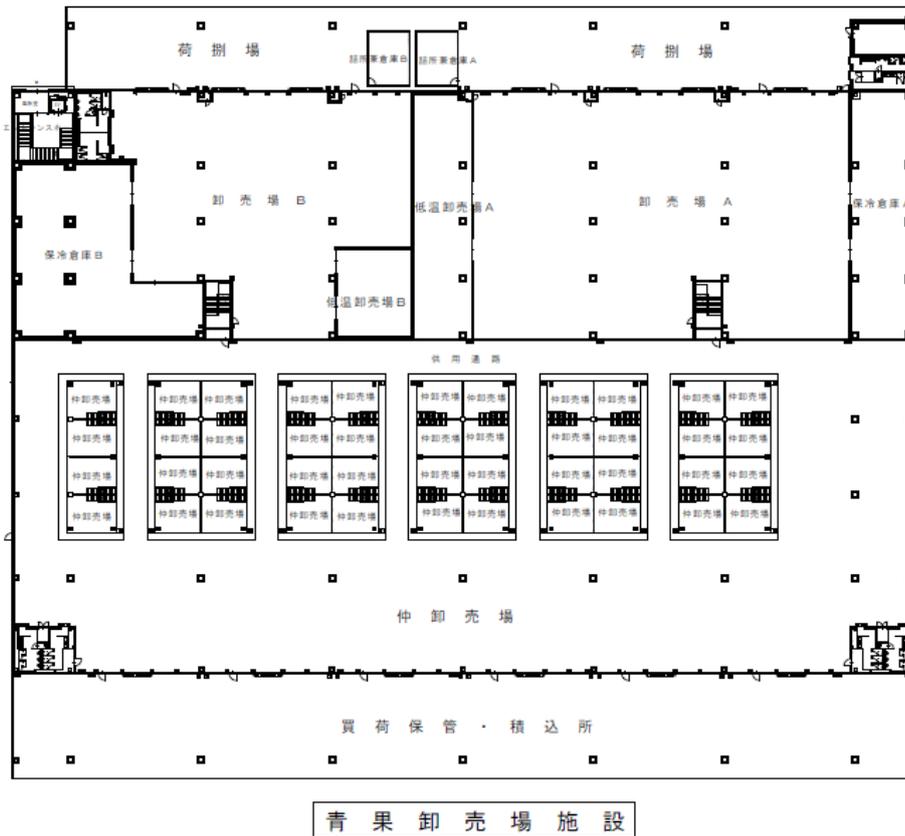
水産卸売場施設

水産卸売場 卸売場・・・活魚水槽、近海・一般、太物、日配品・冷凍品

温度帯・・・全て 15℃帯

仲卸売場・・・店舗 1 区画あたり（鮮魚、塩干）20 m²

温度帯・・・25℃帯（店舗除く）



青果卸売場施設

- 青果卸売場施設 卸売場・・・売場、低温売場、保冷倉庫
- 温度帯・・・売場 25℃、低温売場 15℃、保冷倉庫 5℃
- 仲卸売場・・・店舗 1 区画あたり 30 m²
- 温度帯・・・25℃帯（店舗除く）

また、保健所等の関係機関と連携し、場内関係者の衛生管理や品質管理について理解の醸成を図るとともに、品質管理高度化マニュアルに基づく規範を策定し、体制整備を行うことで、より高い精度で安心・安全な食品流通を実現し、食品ひとつひとつの価値をさらに高める。

③効率的な物流・動線機能

入出荷時の動線ができるだけ輻輳、交錯しない車両動線とするため、主要道路は幅員 15m 以上、その他 6m 以上確保する。産地等からの入荷トラックは北東卸専用入口から入場し、水産・青果いずれか専用のルートで卸売場へ寄り付き、荷卸し後は専用出口を利用させることで滞留台数を縮減させる。また、新設した庇（9m 以上）では、天候に左右されることなく一時的な荷捌き・仕分け作業を行えるスペースとなり、建物内へスムーズに商品を搬送することを可能にする。搬入商品が、卸、仲卸を経由し、買荷保管・積込所から搬出される行程では、青果棟、水産棟とも、北から南への一方向の動線となる。

また、商品を調達する買出人の車両は、南東仲卸専用入口から入場し、水産・青果いずれか専用のルートを利用して各売場棟へ向かうことができ、商品の積込後は、南西の仲卸側出口から退場することで、入場してくる買出車両とも、卸側の搬入車両とも交錯しない動線となっている。

④その他食品等の流通の合理化のために必要な措置

〈災害時の防災拠点機能〉

中央卸売市場は、大規模地震など災害時において、市内及び周辺の広域の地域に対し発災後速やかに生鮮食料品を供給する拠点としての機能を備える必要がある。このため、売場施設、市場管理センター等については、「官庁施設の総合耐震計画基準（建設大臣官房官庁営繕部監修）」に基づく耐震安全性の目標における、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」に相当する性能を持たせる。

また、和歌山市の防災マップによると、南海トラフの巨大地震時に津波による浸水深が2.0～3.0m未満の区域で、津波の到達まで1時間弱の区域であり、近隣は工業地帯で高い建物もなく、当市場が、津波避難所として指定されていることから、市場関係者や周辺企業従事者などが市場の建物に一時的に避難できるよう、防災拠点としての機能を確保する。

さらに、災害時における流通機能を途絶えさせないよう、策定済の和歌山市BCPを活用し、開設者や市場関係者が一体となって市場機能の維持に向けた取組を進める。

〈避難場所のイメージ〉

設置場所	売場施設の屋上
設置面積	約1,000～1,500㎡程度
設置レベル	GL+6.5～7.0m程度
アプローチ	階段数か所/スロープ1か所
装備	備蓄倉庫、トイレ
売場施設断面イメージ図	

〈場外施設の整備〉

本市場が立地する和歌山本港を中心とした沿岸地域は、「みなとオアシス和歌山」（平成27年12月登録）の「水軒ゾーン」に位置付けられ、元来からの港湾物流拠点としてだけでなく、近年、増加計画にある大型クルーズ船の着岸による経済効果など、今後は「にぎわい創出エリア」として期待されている。

市場と連携した「道の駅」等を整備し、ゲートウェイとしての機能を有した広域観光のにぎわい拠点を創出し周辺地域の活性化につなげる。





(2) 食品等流通合理化事業の実施時期

令和3年3月1日～令和8年3月31日

(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要

- ① 事業所又は卸売市場の名称：和歌山市中央卸売市場
- ② 所在地：和歌山市西浜1660番地401
- ③ 事業開始（開設）年月日：昭和49年4月
- ④ 事業内容：中央卸売市場（青果部、水産物部）。生鮮食料品を産地から集荷し、公正で迅速な取引を確保することにより、適正な値段で出来るだけ早く、安定して消費者のもとに供給する。

(4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資

実施者	年度	施設等の種類	施設等の規模・能力等 (㎡、台、一式等)	事業費 (千円)
和歌山市	30	施設・設備	実施設計一式、	非公表
和歌山市	元	施設・設備	売場施設：12,900 ㎡	
和歌山市	2	施設・設備	買荷保管・積込所：4,100 ㎡	
和歌山市	3	施設・設備	倉庫施設：560 ㎡	
和歌山市	4	施設・設備	総合食品センター：2,527 ㎡	
和歌山市	5	施設・設備	市場管理センター：5,062 ㎡	
和歌山市	6	施設・設備	駐車施設：32,913 ㎡	
和歌山市	7	施設・設備	構内舗装；26,660 ㎡ 加工処理高度化施設：119 ㎡	
計				

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

年度	実施者	用途	必要な資金の額 (千円)	調 達 方 法 (千円)					
				公庫	支援 機構	その他の金 融機関	自己 資金	その他	計
			非公表						

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

近年、食品の品質（鮮度等）に対する消費者の要求水準は高度化しており、この傾向は今後も続くと思われる。本市場においても、食品等流通合理化により産地から店舗まで一貫したコールドチェーンを構築することで、気候や温度の変化に左右されることなく年間を通して高品質な食品を安定して流通できるようにする。

こうして本市場取扱商品の魅力を向上させることにより、現在、他の市場で仕入れを行っている地元量販店も積極的に本市場で仕入れするようになることが見込まれる。その結果、一般消費者が地元の水産・青果物を高品質なまま入手しやすい環境を生み出し、ひいては地元農林漁業の成長発展につながる。

また、本市場は閉鎖型施設となることで、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に対応しやすくなり、一般消費者に対して、より高い精度で安心・安全な食品流通を実現することができ、食品ひとつひとつの価値をさらに高めることができる。